自治体にお願いしたい事項(案)

1.「自治体等が策定する充電器設置のためのビジョン」の策定

- (1)本年4月上旬を目途に経済産業省が配布するモデルプラン等を参考にしていただき、「自治体等が策定する充電器設置のためのビジョン」(以下「ビジョン」)の策定に向けた準備を進めていただけると幸いです。但し、モデルプランが配布されるのを待たずに、ビジョンを策定されることは妨げません。
- (2)「ビジョン」における充電インフラの設置場所については、現在の ところ以下のようなパターンが想定されますが、各自治体が地域の 実情を反映した形で策定していただいて構いません。

《想定されるパターン》

- ①充電器設置場所をピンポイントで指定(住所等の特定)
- ②充電器設置場所を一定の範囲で指定(例えば、「〇〇交差点を中心に半径100メートル以内のエリアに〇カ所」や、「〇〇町の国道〇〇号線沿いに〇ヶ所」等)
- ③充電器設置場所を町村単位のエリアで指定(例えば、「〇〇町に〇カ所」)
- (3) 策定された「ビジョン」については、担当部署及び連絡先とともに、後日、本補助金の執行団体として国が指定する事務局への提出をお願いいたします。事務局の確認の後、担当部署等の情報とともに「ビジョン」を公開していただくことを考えております(HP等を想定)。また、「ビジョン」において指定した地域を中心に、充電器の設置が想定される施設等へ「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」(補助金)の周知をお願いいたします。

2. 補助金申請者の申請案件が「ビジョン」に合致していることの確認 フローの検討

(1) 各自治体に対して、補助金申請者から「ビジョン」に合致していることの確認依頼があるため、その担当窓口を設定していただくとともに、確認フローの構築に向けた準備をお願いいたします。

(2)「ビジョン」に合致していることの確認フローについては、現在の ところ以下のようなパターンを想定していますが、各自治体が運営 しやすいように配慮する予定です。

なお、各自治体で確認していただく事項としては、申請された住 所及び当該申請を含めた基数が「ビジョン」に定めた範囲内にある ことのみとする予定です。

《想定されるパターン》

- ①事務局へのリストの提出
 - ア) 自治体は、補助金申請者の確認依頼(電子メール等)を受け、 「ビジョン」に合致することを確認する。
 - イ) 自治体は、当該申請が「ビジョン」に合致する場合、補助金申請者へ電子メール等でその旨を通知する。
 - ウ) イ) と合わせて、自治体は「ビジョン」の別添扱いである設置場所リストに当該住所等を追記し、事務局に電子メール等で通知する。
 - エ)補助金申請者は、自治体からの結果通知を受け、事務局に申請を行う。(事務局は、リストと同申請を照合することで「ビジョン」に基づく設置かを確認)

②補助金申請者に対する確認書の提供

- ア) 自治体は、補助金申請者の確認依頼(郵送もしくは来庁)を受け、「ビジョン」に合致することを確認する。
- イ) 自治体は、当該申請が「ビジョン」に合致する場合、その結果を記載した確認書を補助金申請者へ郵送もしくは手交する。
- ウ)補助金申請者は、事務局に自治体の確認書を添付して申請を 行う。
- ③補助金申請者の申請書類に対して、確認印等の押印・サイン
 - ア) 自治体は、補助金申請者の確認依頼(郵送もしくは来庁)を 受け、「ビジョン」に合致することを確認する。
 - イ) 自治体は、当該申請が「ビジョン」に合致する場合、補助金 の申請書の確認欄に確認印等の押印もしくはサインをし、補助 金申請者へ郵送もしくは手交する。
 - ウ)補助金申請者は、自治体の確認印等の押印もしくはサインを 受けた申請書にて事務局に申請を行う。
- ④補助金申請者が自ら自治体担当者名・連絡先を記載

- ア) 自治体は、補助金申請者の確認依頼(電子メール等)を受け、 「ビジョン」に合致することを確認する。
- イ) 自治体は、当該申請が「ビジョン」に合致する場合、その結果を補助金申請者へ電子メール等で通知する。
- ウ)補助金申請者は、確認を受けた自治体担当者名及び連絡先等 を記載した申請書にて事務局に申請を行う。
- ②~④の場合であっても、「ビジョン」に合致することを確認された案件については、自治体においてリスト化していただくことが必要となります。(後日、事務局から確認する可能性があるためです。)

<u>《参考》今後のスケジュール(予定)</u>

- ○2月中下旬から3月にかけて、経済産業局の自治体連絡会等を 利用し、経済産業省から各自治体に対して補助金の制度概要等 に関する説明会を実施。
- ○4月上旬、経済産業省から各自治体等に対してモデルプランを 配布。各自治体にて「ビジョン」を策定し、事務局に「ビジョ ン」の提出。但し、モデルプランが配布されるのを待たずに、 計画を策定されることは妨げないため、モデルプランの配布前 に「ビジョン」を事務局に提出していただいても構いません。
- ○事務局にて「ビジョン」の確認後、担当部署等の情報とともに 各自治体及び事務局にて「ビジョン」を公表。

以上